

建築主のみなさんへ

高さ1.2m(6段)を超えるコンクリートブロック塀は注意!!

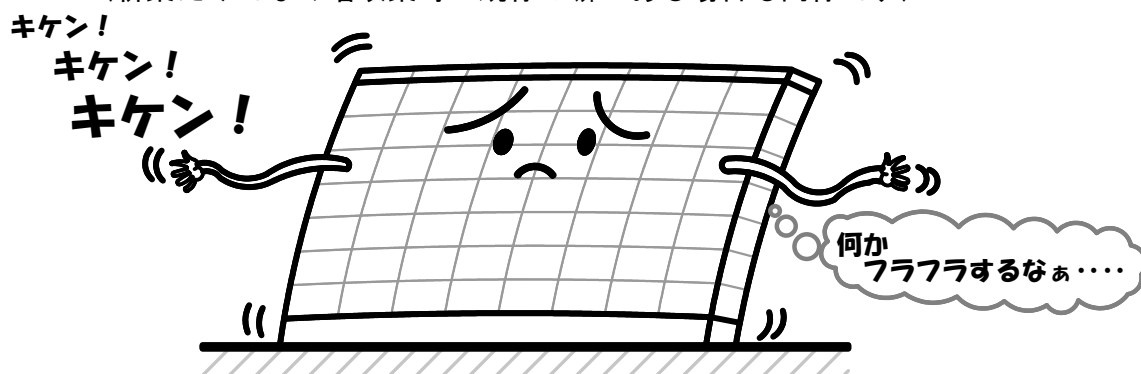
コンクリートブロックの塀も建築物です!!

建築基準法や学会基準で施工していないと

『申請建物の検査済証』

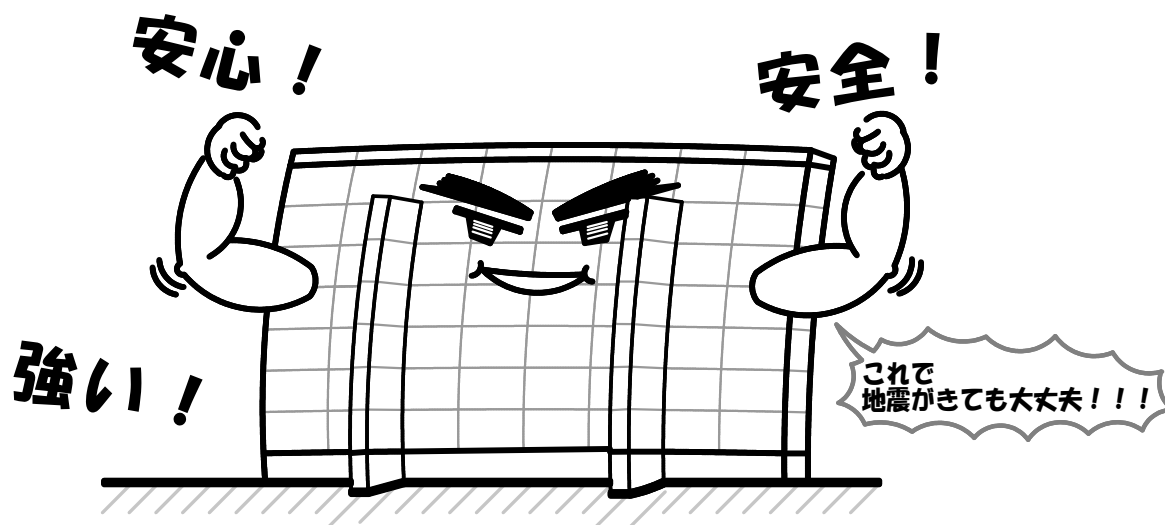
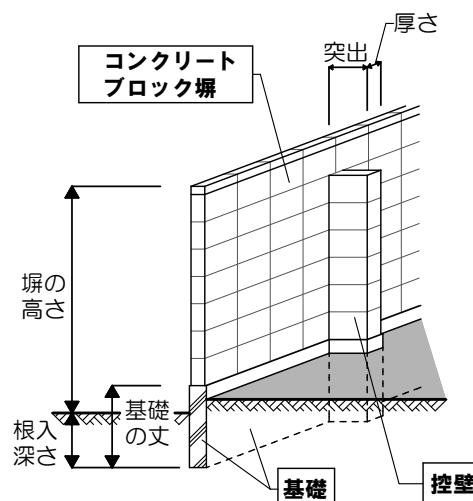
の交付が原則としてできません!

(新築だけでなく増改築時に既存の塀がある場合も同様です)



高さ1.2mを超えるコンクリートブロック塀の仕様

- ・基礎丈 は 35cm以上
- ・根入深さは 30cm以上
- ・控壁 が必要
- ・控壁 の構造
壁面から高さの1/5以上突出したもの (施行令)
間隔は3.4m以下ごとに設置 (施行令)
塀端部から800以内に設置 (学会設計基準)



※コンクリートブロック塀が隣家と共有されている場合も注意してください。

お問い合わせ先
㈱兵庫確認検査機構
079-289-3002